

令和元年8月19日
地震火山部

浅間山の噴火警戒レベルを2へ引下げ

浅間山の噴火警戒レベルを3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げました。引き続き、山頂火口から概ね2 kmの範囲では、弾道を描いて飛散する大きな噴石や火砕流に警戒してください。

浅間山では、8月7日に小規模な噴火が発生したことから、山頂火口から概ね4 kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性があるとして噴火警戒レベルを3に引き上げました。その後噴火は発生しておらず、火山ガス（二酸化硫黄）の放出量や地殻変動に新たなマグマ上昇を示す変化は認められていないことから、現時点では、山頂火口から概ね2 kmを超える範囲に影響を及ぼす中規模な噴火が発生する可能性は低いと考えられます。

一方で、小規模な噴火が発生したことを踏まえると、当面は小規模な噴火が発生する可能性があります。

以上のことから、本日（19日）11時00分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げました。

山頂火口から概ね2 kmの範囲では、弾道を描いて飛散する大きな噴石や火砕流に警戒してください。地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

噴火時には、風下側では火山灰だけでなく小さな噴石が風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

なお、今回の火山活動を踏まえ、小規模な噴火が発生した場合には、火山ガス（二酸化硫黄）の放出量の増加や山体の膨張を示す地殻変動などの火山活動の高まりの有無を踏まえ噴火警戒レベルを判断するように、噴火警戒レベルの判定基準を改定しました。今回の噴火警戒レベルの引下げはこれに基づくものです。

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 高木
電話 03-3212-8341（内線 4538） FAX 03-3212-3648